# 令和7年度事業計画

自 令和7年4月 1日

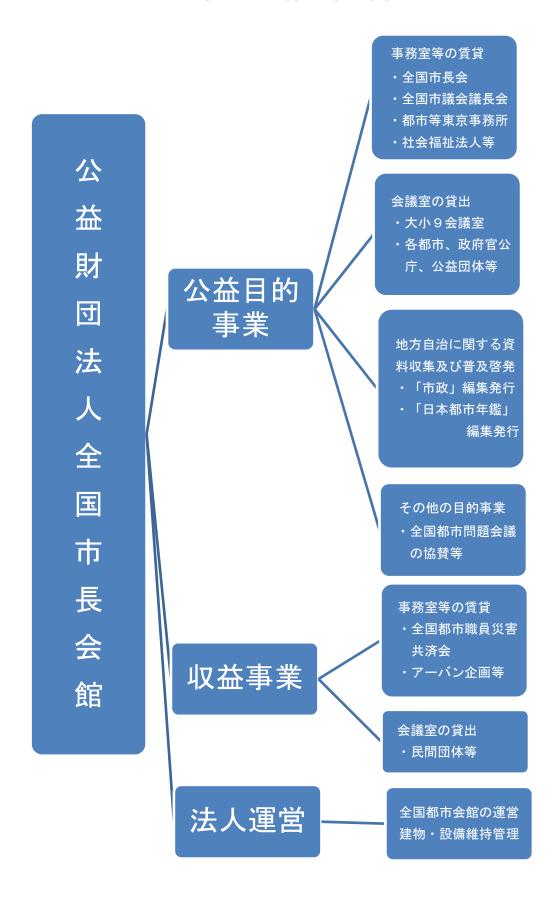
至 令和8年3月31日

公益財団法人 全国市長会館

# 目 次

	導	業体	系図	₹ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	V	はしが	き・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1.	1	<b>〉益目</b>	的事	業	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	事務	室等	争の	賃	貨,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	会議	室の	貸	出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(3)	地方 (ア)									及	び	普	及	啓	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		(イ) (ウ)												えす	トる	うた	<u>-</u> &	うに	二业	么要	きな	よ事	事業	纟				
2.	Ц	<b>Z益事</b>	業·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)	商業	テナ	トン	ト	等に	文	けす	る	事	務	室	等	の	賃	貸	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(2)	会議	室の	貸	出	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3.	趸	と 物・	設備	帯の	維	恃管	到	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4.	徻	理運	営·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(1)	機関 (ア) (イ) (ウ)	理事 評議	<b>美</b> 員	· 会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2)	理事 (ア) (イ)	理事	会			会等	<b>≨</b> Ø	開	催	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6

# 事 業 体 系 図



#### はしがき

公益財団法人全国市長会館は、平成24年4月1日に公益法人となりました。 前身の財団法人全国市長会館は、戦後の新しい地方自治制度の改革を踏まえ 昭和25年5月に設立され、以来、全国都市会館の管理運営を中心として各種の 事業を行ってきました。

本法人は、全国各市区の円滑な運営と健全な発展に資するため、全国都市会館を活用した諸事業を行うとともに、自治に関する資料収集、普及啓発に関する事業を行い、もって住民福祉の増進に寄与することを目的としております。

令和7年度においては、公益財団法人としての役割を踏まえつつも、コロナ禍 以降の直近の収益見込みを考慮し、必要な事業に絞ることとしたうえで、次の とおり、各種事業を実施する予定としております。

## 1.公益目的事業

## (1) 事務室等の賃貸

本法人は、全国都市会館を活用して公益目的事業を行うこととしており、全国市長会、全国市議会議長会、都市東京事務所等 10 団体に対し貸与を行います。賃貸料は、本法人の重要な活動財源となることから、令和6年12月末現在で空室が生じている3室について、引き続き、入居者の確保に努めてまいります。

(事務室の賃貸料は5,000円/㎡、共益費1,100円/㎡)

## (公益事業分)

	事務所名		事務所名
7 F	中核市市長会	5 F	金沢市東京事務所
6 F	全国市議会議長会・市議会議員 共済会	5 F	紀の川市東京事務所
5 F	奄美市東京事務所	5 F	倉敷市東京事務所
5 F	八戸市東京事務所	5 F	社会福祉法人 全国社会福祉事業団協議会
5 F	苫小牧市東京事務所	4 F	全国市長会

#### (2) 会議室の貸出

本会館には、大小9つの会議室があり、全国市長会が使用することを最優先としつつ、本法人の目的と軌を一にする団体に対して会議室の貸出しを行います。

貸出しの対象は、各都市をはじめとする地方公共団体、関係省庁、公益法人 等の関係諸団体であり、会議室使用料は、本法人の重要な活動財源となること から、会議室利用者のニーズを的確に捉えつつ、同使用料収入の確保に努めて まいります。

	定員(名)	五年 (122)	使用料 (	税込:円)
	上具 (石)	面積(㎡)	半日	一日
大ホール	3 0 0	5 3 1	264,000	440,000
第1会議室	1 5 0	2 5 8	126,500	220,000
第2会議室	1 5 0	2 5 8	126,500	220,000
第3会議室	3 6	1 5 4	77,000	126,500
第4会議室	2 4	8 6	44,000	71,500
第5会議室	1 0	2 4	11,000	22,000
第6会議室	2 0	5 0	33,000	66,000
特別A、B	7	2 1	11,00	00/2時間

<sup>(</sup>注) 全国市長会使用の場合 50%割引 各都市使用の場合 30%割引

## (3) 地方自治に関する資料収集及び普及啓発

本法人は、法人の設立目的を達成するため、参考となる地方自治に関する 資料の収集、印刷物の編集発行を行うことで、広く一般に自治の普及啓発を 図る事業を行います。

## (ア)「市政」の編集発行

全国市長会の機関誌「市政」は、昭和27年8月に創刊されて以来、毎月 発刊されております。本法人では、その製作経費を負担するとともに、企 画編集発行を行います。「市政」には、時宜にかなったテーマを特集として 取り上げるとともに、各都市における施策の取組状況など様々なコーナー を掲載することとしております。

令和7年度においても、毎月6,600部を発行するとともに、引き続き、 誌面の充実を図っていくこととしています。

#### (イ)「日本都市年鑑」の編集発行

「日本都市年鑑」は、全国各市区の行財政・環境衛生等に関する統計資 料を都市別に網羅・収録している都市別統計年鑑となっています。本法人 では、その製作経費を負担するとともに、企画編集発行を行います。

本年鑑は、全国各都市及び関係団体に配付しており、令和7年度におい

ては、12月に1,520部を発行することを予定しています。

## (ウ)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 全国都市問題会議への協賛

全国都市問題会議は、全国の各都市が抱える様々な課題等について、 市長、市議会議員をはじめとする都市行政関係者が参加し、意見発表、 情報の交換、討議などを行っています。

主催は、全国市長会、後藤・安田記念東京都市研究所、日本都市センター及び開催市となりますが、本法人も協賛団体として、会議や資料の作成等に協力します。

令和7年度は、10月9・10日の両日、宇都宮市において開催が予定されています。

## 2. 収益事業

全国都市会館の維持管理経費等の調達等を図るため、公益法人の特性を生かして収益事業を行います。

## (1) 商業テナント等に対する事務室等の賃貸

全国都市職員災害共済会等に対し事務室等の賃貸を行うこととしており、賃貸料は、本法人の重要な活動財源となることから、令和6年12月末現在で空室が生じている3室について、引き続き、入居者の確保に努めてまいります。 (事務室の賃貸料は5,000円/㎡、共益費1,100円/㎡)

#### (収益事業分)

	事務所名	事務所名
7 F	全国都市職員災害共済会	5 F 自治判例研究会・全国市長会法令 相談室
7 F	有限会社アーバン企画	B1F 株式会社東京ロイヤルホテル

## (2) 会議室の貸出

本会館には、大小9つの会議室があり、全国市長会が使用することを最優先としつつ、本法人の目的と軌を一にする団体に対して会議室の貸出しを行います。

貸出しは、公益事業としては認められないものの、広く一般に認められた公的団体、民間団体等に対して行うこととしており、会議室使用料は、本法人の重要な活動財源となることから、会議室利用者のニーズを的確に捉えつつ、同

使用料収入の確保に努めてまいります。

## 3. 建物・設備の維持管理事業

現在の全国都市会館は、昭和 56 年 2 月に竣工し、以来 44 年を経過していますが、本会館の維持管理及び良好な執務環境確保のため、定期的な保守点検を行うとともに、長期的な保全計画に基づき、逐次必要な補修・改修工事を行います。

令和7年度保全計画に基づく主な事業は次のとおりです。

このうち、「1 空調設備改修工事」は、老朽化した全国都市会館の空調設備 (機器・配管)について、令和6年度から4年間にわたる全面的な改修工事を 行うものです。令和7年度(第2期)は、5階・4階(事務室階)の工事を行 います。

今後とも、引き続き適切な管理運営に努めるとともに、会館利用者の多様な ニーズに応えることとしています。

「令和7年度 主な補修・改修工事予定一覧]

	工 事 名	予算額 (税別)
1	空調設備改修工事(第2期)	310,000,000 円
2	屋内消火栓ホース交換	620,000 円
	合 計	310,620,000 円

#### 4. 管理運営

#### (1) 機関

- (ア) 理事会 すべての理事をもって構成し、業務執行の決定等、法令や 定款で定められた事項について決議します。
- (イ) **評議員会** すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選任又 は解任等、法令又は定款で定められた事項について決議します。
- (ウ) 監事 法人の財産状況、理事の職務執行の状況等を監査します。

# (2) 理事会、評議員会等の開催

# (ア) 理事会

# 〇 定時理事会

	回数	付議事項	開催時期
	第1回	令和6年度事業報告、決算等について	令和7年6月3日開催予定
Ī	第2回	令和8年度事業計画案、予算案等について	令和8年1月下旬開催予定

# (イ) 評議員会等

## 〇 定時評議員会

回数	付議事項	開催時期
第1回	令和6年度事業報告、決算等について	令和7年6月18日開催予定

## ○ 令和6年度決算報告会

報告事項	開催時期
令和6年度事業報告、決算等について	令和7年6月3日開催予定

# ○ 令和8年度事業計画案及び予算案説明会

説明事項	開催時期
令和8年度事業計画案、予算案等について	令和8年1月下旬開催予定

※ 必要に応じて適宜会議等を開催します。